

神戸圏域地域医療構想調整会議 地域包括ケア推進部会 運営要綱

平成 29 年 3 月 16 日
保健福祉局長決定
令和 2 年 4 月 1 日
健康局長決定
令和 5 年 4 月 1 日
健康局長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸圏域地域医療構想調整会議運営要綱（以下「要綱」という。）第 9 条第 1 項により開催する地域包括ケア推進部会（以下「部会」という。）の運営等に関し、同条第 3 項に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 部会は、地域包括ケアの推進に必要な事項として、神戸圏域における次の事項について協議する。

- (1) 在宅医療・介護の連携推進に関する事項
- (2) 在宅医療提供体制の充実に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の事業計画の検討（地域包括ケア推進に関する事項）
- (4) その他兵庫県地域医療構想及び地域包括ケアの推進に関する事項

(委員)

第 3 条 部会は、健康局長が指名する委員、及び次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員で構成する。

- (1) 保健医療関係者
 - (2) 介護関係者
 - (3) 前 2 号に掲げる者のほか市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、20 名以内とする。
- 3 議事について、特別な利害関係を有する委員は、その議事に加わるできない。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第 5 条 健康局長は、委員の中から会長を指名する。

- 2 会長は、会の進行をつかさどる。
- 3 健康局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(関係者の出席)

第6条 健康局長は第3条に規定する委員のほか、部会の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(部会の公開)

第7条 部会は、これを公開とする。但し、次のいずれかに該当する場合で、健康局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1)神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2)部会を公開することにより、公正かつ円滑な部会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 部会の傍聴については、神戸圏域地域医療構想調整会議傍聴要綱（令和2年4月1日健康局長決定）を適用する。

(部会の庶務)

第8条 部会の庶務は、健康局において処理する。

(施行細目の委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し、必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。